

令和 年度 (令和 年分)
上場株式等に係る配当所得・譲渡所得等の課税方式選択申出書

令和 年 月 日提出

現住所

1月1日

現在の住所

氏名

電話番号

○確定申告した上場株式等の所得

			住民税の源泉徴収税額 (配当割額・株式等譲渡所得割額)
上場株式等の配当所得等	総合課税分	円	円
	分離課税分	円	円
上場株式等の譲渡所得等		円	円

○住民税で申告する上場株式等の所得

申告する番号の□にチェックをつけてください。

- 1.上記の確定申告した上場株式等の所得について、住民税では申告いたしません。
- 2.上記の確定申告した上場株式等の所得について、住民税では下記の所得を申告します。
↓2を選択した場合のみ記入してください。

			住民税の源泉徴収税額 (配当割額・株式等譲渡所得割額)
上場株式等の配当所得等	総合課税分	円	円
	分離課税分	円	円
上場株式等の譲渡所得等		円	円

【必要書類等】

- ① 市・県民税申告書 (※)
 - ② 上場株式等に係る配当所得・譲渡所得等の課税方式選択申出書 (本紙)
 - ③ 税務署へ提出された「確定申告書の本人控」の写し
 - ④ 上場株式等の配当等がある方は「上場株式等に係る配当等に関する書類」の写し
(上場株式配当等の支払通知書、オープン型証券投資信託収益の分配の支払い通知書、特定口座年間取引報告書など)
 - ⑤ 上場株式等の譲渡所得等がある方は「上場株式等の譲渡所得等に関する書類」の写し
(特定口座年間取引報告書、株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書など)
- ※ 市・県民税申告書には住所、氏名、生年月日、電話番号、職業、個人番号を記入してください。それ以外は記入不要です。

◎この申出書は、市・県民税申告書と一緒に提出してください。

【注意事項】

- * 確定申告した配当所得及び株式等に係る譲渡所得等が、特別徴収された特定配当等及び特別徴収された特定株式等譲渡所得金額のみであり、その全てを住民税において申告不要としようとする場合には、確定申告書2表下「特定配当等・特定株式等譲渡所得の全部の申告不要」欄に○を付けることで、表面①～⑤の提出は不要となります。ただし、下記に該当の場合は表面①～⑤の提出が必要となりますのでご注意ください。
 - ・ 配当所得等及び株式等に係る譲渡所得等のうち、市・県民税で一部でも申告するものがある場合
 - ・ 確定申告する配当所得等の一部に非上場株式の配当または譲渡所得等、源泉徴収口座以外の上場株式等の譲渡所得等を有する場合
 - ・ 所得税と異なる控除の適用を受けようとする場合
 - ・ 上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除の適用を受けようとする場合

- * この申出書は原則として、当該年度の申告期限内に提出してください。ただし、期限後であっても当該年度の納税通知書が送達される日までに提出されたものは有効です。

(納税通知書がすでに送達されている場合は、この申出書は無効となります。)

- * 所得税及び住民税の源泉徴収がない口座（簡易申告口座、一般口座等）において生じた譲渡所得等及び所得税のみ20.42%源泉徴収されている配当所得等については申告不要とすることはできません。

- * 市・県民税において申告不要制度を選択した上場株式等に係る配当所得等及び譲渡所得等については、配当割額控除及び株式等譲渡所得割額控除の適用は受けられません。また、上場株式等の譲渡損失の繰り越しもできません。

- * 選択した課税方式により、翌年以降に繰り越される上場株式等に係る譲渡損失の金額が市・県民税と所得税で異なる場合があります。

- * 上場株式等に係る配当所得等及び譲渡所得等について申告不要制度を選択したことにより医療費控除等の一部所得控除について、所得税における控除額と住民税における控除額に差異が生じる場合があります。

- * 選択した課税方式により、国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険制度保険料等に影響を及ぼす場合があります。